

【継続届出編・簡易版】高等学校等就学支援金・高校生等臨時支援金 オンライン申請方法

お問い合わせ先 延岡学園高校 就学支援金担当
0982(21)1168 尚学館中高事務 上田

(お願い) 就学支援金および臨時支援金の申請手続きを申請期限内に行ってください。特待生は全員、必ずこの申請手続きを行っていただきます。
申請方法の詳細については、各項目ごとに右端のQRコードを読み取り、PDF版「就学支援金申請手続きのしおり(e-Shien継続届出編)」等をご覧ください。

「QRコード」は株式会社デンソーウェーブの登録商標です。

申請手順

申請期間：R7.7.2(水)～R7.7.23(水)

0

準備

必要なものを準備します。
・スマートフォン、パソコン等 ・インターネット環境
・ログインID (BLEND掲載) ・個人番号 (マイナンバー)

1

ログイン



次のいずれかの機器でログイン画面を呼び出し「ログインID・パスワード」を入力します。
〔スマホ〕QRコードをリーダーアプリで読み取る。
〔パソコン〕ブラウザで「就学支援金 ログイン」と検索。
念のため、URLを確認します。
<https://www.e-shien.mext.go.jp/eshien-s-web/login/login>

生徒氏名の確認

ログインしたら、画面右上の「ユーザ名」が生徒名になっているかを確認します。誤っていたら、これより先の作業は行わず、学校に連絡してください。

2

現在の認定状況確認

一番下までスクロールし、「収入状況届出」の「表示」をクリック。次の2点を確認します。

確認事項①

※この数年以内に離婚、死別、再婚に伴う養子縁組、引越し等があった方は特に要注意

次の点に注意し確認をしてください。
☐ 離婚し親権者ではなくなった人の情報が残っていないか
☐ 再婚して生徒と養子縁組を行い、新たに親権者となった人の登録がされているか
☐ 課税地が引越し前の市町村になっていないか (R7.1.1時点の課税地を登録する必要があります。)
※変更がある場合は、次のSTEPで「変更あり」へ進んでください。

確認事項②

※全員

収入状況提出方法は次のうちどれになっているか。
☐ 個人番号を入力する。
☐ 個人番号カードを使用して自己情報を提出する。
☐ システム外で個人番号カードの写し等を提出する。
※提出方法を変更したい場合は、次のSTEPで「変更あり」へ進んでください。

3

継続意向登録

マイページに戻り、「継続意向登録」をクリック。
①継続受給の意向
②前回の申請時からの変更の有無 を回答します。
※原則意向ありを選択してください。意向なしを希望する場合は、事前に学校にご相談ください。

変更あり

変更なし

前回マイナポータルで自己情報を提出

前回個人番号を入力、またはコピーを提出

変更ありの方

4

保護者等情報変更

保護者等情報の変更の届出を行います。前回の申請内容が表示されるので、修正等を行ってください。



人数に変動がある場合

「収入状況の確認が必要な方」をクリックし、人数を変更します。
※生徒が18歳の誕生日を迎えているときは、親権者ではなく生計維持者になります。
再婚による養子縁組等により保護者等の人数が増えた場合、「保護者等の追加」を1回クリックし、枠を増やします。
離婚等により保護者等の人数が減った場合は、削除する保護者の「この保護者等を削除します」にチェックを入れます。

【参考】収入状況提出方法について

- 個人番号カードで自己情報を提出
マイナポータルアプリとマイナンバーカード、券面事項入力補助用パスワードが必要です。
- 個人番号を提出
前回自己情報で、今回個人番号を提出に変更する人は、「今まで個人番号を提出していない又は提出済個人番号に変更がある」に✓を入れて、個人番号を入力してください。
- システム外で関係書類を提出
所得課税証明書を提出する場合用であり、原則使用できません。こちらを選択する場合は、事前に学校にご相談ください。

変更なし・前回「個人番号カードを使用して自己情報を提出する」で申請した方

5

収入状況届出

マイナンバーカードを使用して自己情報を提出します。保護者等が2人いる場合は、1人目の事前チェック→1人目の自己情報取得→2人目の事前チェック→2人目の自己情報取得と進むようにしてください。



高校生等臨時支援金 (就学支援金の申請が終わった後、続けて申請)

6

臨時支援金意向申請

就学支援金の審査の結果、所得制限のため就学支援金が不認定となった場合に、臨時支援金の支給を希望するかどうか回答します。原則意向ありを選択してください。



申請後に保護者の変更(離婚、死別、再婚相手と生徒の養子縁組など)があった場合や、税額の変更(修正申告等)があった場合は、審査中(結果待ち)の場合であっても、速やかに(就学支援金の審査結果を待たずに)学校又は県にご連絡をお願いします。